

2025年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案と回答

地方自治の推進

1. 市民参加の推進

市民参加については、市政情報提供の進捗と共に、市民の認識も徐々に高まっている。市民の直接的な参加として、各種審議会等の公募制度の活用があるが、一昨年、市民が情報を獲得し、熟議を通して政策提案まで行う気候市民会議が開催された。この政策の進捗を注視しなければならないが、市民が市政へ関心を持ち参加できるこのような機会や制度づくりを進めて頂くとともに以下を要望する。

1) 市民参加推進に関する指針の条例化

条例化については、市の運営体制に変化があったとしても、変わらず市民参加が維持継続できるよう策定を進める。

【回答:企画経営課】

市民参加推進については、「つくば市市民参加推進に関する指針」の運用により対応できる範囲が一定程度あることから条例化は最優先ではないと考えています。引き続き、市民参加が意義ある取組となるよう、必要に応じて、「市民委員意見交換会」や「市民委員アンケート」等の実施により検証を行いつつ、市民参加の推進を図っていきます。

2) 指針の自己評価として、職員アンケートを実施する。

市民参加は、庁内横断的な取り組みや職員の意識化が必須である。現状認識のために“市民参加について”職員一人ひとりにアンケートを実施する。

【回答:企画経営課】

「つくば市市民参加推進に関する指針」を踏まえた取組を一層進めるに当たっては、職員一人一人の理解を深めることが重要と考えています。方法については、職員アンケートの実施も含めて検討し、改善を図っていきます。

2. 審議会等の運営

1) 委員の公募に関して、市民委員の選考方法の見直しを行う。

市民委員の募集及び登録要綱の第4条(委員等の募集)4には「選考方法は、応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする」とあるが、市民感覚を活かした委員として参加して欲しいことから、選考方法について下記の内容で行う。

- ・小論文は止め、応募動機の記述とする。
- ・面接を止める。

【回答:企画経営課】

市民委員の選考方法については、市民委員の募集及び登録要綱の第4条第4項のとおり、小論文や面接は必須事項ではなく所管部署の判断で実施しています。選考方法(特に、小論文や面接の実施)については、会議の目的に即して適切に設定するよう職員へ周知しています。

- 2) 議員、事業者、団体などが参加するいわゆる「充て職」の委員が、継続して委員となっている場合や複数の委員を兼任している場合が散見される。
- ①公募委員以外も公募同様に、再任は1回まで併任は2つまでとする。
 - ②参加は団体の会長などに限定せず、適任者を推薦するよう強く求める。

【回答:総務課】

審議会等の委員は、事業の内容や性質に応じて、担当部署が専門知識や豊富な経験、多角的な視点等を持つ方を選任しています。委員の選任では「充て職」に限らず適任者が選定されるよう選定要件の見直しを検討していきます。

3) 審議の充実

- ①熟議のために開催回数を増やす。
- ②少人数のグループワークを行う。
- ③新たな市民委員には、事前に今までの内容の共有をはかる。

【回答:企画経営課】

審議の充実①②については、会議の目的や開催に必要な準備時間を考慮し、各部署及び各審議会等で判断すべきものと考えます。③については、会議での役割を十分に果たしてもらえるように、事前説明の実施の徹底が必要と考えます。市民委員の募集及び登録要綱の第9条(市民委員への事前説明)にて、会議を主催する部署にて市民委員に対して説明を行うこととしており、引き続き、適切な実施がなされるよう職員へ周知していきます。

2. 選挙投票率向上の取組み

- 1) 事前申し込みを必要としない地域を巡回する期日前移動投票所(バス・ワゴン車)を開設し、期日前投票所を増設する。

【回答:選挙管理委員会事務局】

選挙管理委員会で検討します。

- 2) 期日前投票用タクシー助成券発行を継続する。

【回答:選挙管理委員会事務局】

令和7年度の選挙でも継続して実施予定です。

3) バリアフリー対応ではない投票所には車椅子を置く。また、投票台に消しゴムを置く。

【回答:選挙管理委員会事務局】

車椅子の設置については、施設管理者の意見も踏まえて検討します。消しゴムの設置については、選挙管理委員会で検討します。

4) 障害者への配慮

- ・入場券発送時、音声案内コード(ユニボイス)を使用する。
- ・コミュニケーションボードは当事者の意見を聞いて作成し、分かりやすい位置に置く。

【回答:選挙管理委員会事務局】

音声案内コードの使用については、引き続き調査研究していきます。また、コミュニケーションボードについては、継続して使用し、各投票所の実情に応じて、できるだけ分かりやすい位置に設置します。

3. 公共施設の利用

ふれあいプラザ、みどりのプール会議室について、空き状況をWeb上で確認できるなど使いやすいシステムを構築する。

【回答:地域支援課・スポーツ施設課】

いずれの施設についても、指定管理者が運営していますが、ふれあいプラザについては、今後の課題として、指定管理者と御提案いただいたシステムの構築について協議、検討していきます。また、みどりのプールの会議室等の予約状況については、現在も指定管理者が運営するホームページ上へ掲載しています。今後、予約を即時反映する対応や、利用者が確認しやすいホームページのレイアウトといった、より使いやすい方法を指定管理者と協議していきます。

安全・安心で暮らしやすいまちづくり

まちづくりは市民の安心安全を確保しつつ、利便性はもとより、つくば市の魅力でもある緑豊かな市街地環境の維持、専門家も交えた調査研究など、地の利を生かしたまちづくりを進めて頂きたい。

また、利用者である住民への情報発信・共有につとめ、住民意見の反映はじめ、合意形成に努めて頂くことを基盤とし、以下を要望する。

1. 公共交通

1) つくバスのルートや時刻表見直しにあたり、各エリアの要望を調査する。

【回答:総合交通政策課】

日々の御要望等については、地区ごとに記録し、つくバスやつくタク、つくばね号の運行改善、利便性向上に努めています。また、大きな路線の改編やコース変更を伴う場合は、地区内説明会や車内アンケートを実施するなど、利用者の意向把握に努め、変更を行っています。引き続き、利用者や地区の声を聴きながら、利便性向上を図っていきます。

2) つくタクの料金見直しに当たり、別途要望書を提出したとおり、公共交通活性化協議会にアンケート結果を正確に示し、料金見直しについて再度議論して頂きたい。

見直しの時期も、令和7年4月から予定されているAI配車システムが稼働し、利用のしやすさ、サービス向上が認知された後、利用者アンケートを踏まえ、改定はその後、という段階を踏んで頂きたい。

【回答:総合交通政策課】

令和7年4月からの運賃見直しについては実施しないこととしました。

見直しについては、令和7年度内に再度アンケート調査を実施し、利用状況を踏まえ、年度内に運賃分科会を開催するか否かについて、公共交通活性化協議会において審議します。

3) 公共交通活性化協議会に市民委員として区長が入っているが、利用者意見の反映を考え、市民委員の公募をする。

【回答:総合交通政策課】

つくば市公共交通活性化協議会では、各地区の課題など全体を把握している各地区の代表区長6名を利用者代表として任命して利用者意見の反映を行っているため、市民委員の公募は考えていません。なお、代表区長がその責任において、他の者に活性化協議会委員を指名することは可能です。

4) 現在つくタクは、総合交通政策としての位置づけだが、利用者の9割が高齢者と障害者である現状から、福祉政策の意味も比重が大きくなっている。今後の高齢化も考慮し、根本から政策の検討を行う。

【回答:総合交通政策課】

つくタクの利用者状況や運行経費等、様々な視点から、事業の継続性について検証するとともに、新たな移動手段についても検討していきます。

2. 住民意見が反映されるまちづくり

- 1) つくばセンターに新設された市民センターの利用について、利用者意見を集め、より使いやすい改善に努める。

【回答:つくば市民センター】

つくば市民センターでは、施設を利用する個人及び団体向けにアンケートを実施しています。アンケートでいただいた意見を参考にしながら、より使いやすい施設となるよう継続的に必要な改善を行っていきます。

- 2) 中心市街地のまちづくりのために市が主体性を持ち、市とつくばまちなかデザイン株式会社が連携し、まちづくりを進めるよう要望する。地域住民への報告会や意見交換会を行い、市民意見が反映しやすい環境を整える。

【回答:学園地区市街地振興課】

つくばまちなかデザイン株式会社と連携したまちづくりの進め方については、マンション事業者から同社が委託を受けて実施したろくまる公園のリニューアルに際し、市と協働で市民の意見を募集した上でリニューアルを進めるなど、具体的な整備に市民の意見を反映させる取組を実施しました。引き続き、市民の意見を反映させながらまちづくりが進められるよう、連携していきます。

- 3) 吾妻2丁目国家公務員宿舎跡地の再整備について

70棟の開発についてはスーパーシティの指定もあり、国主導で進められている。進捗についての市民周知はもちろん、市民意見を取り入れて進める。

【回答:学園地区市街地振興課】

70街区の土地利用については、地権者である関東財務局との協議を進めるほか、市民や周辺住民、民間事業者等の意見も踏まえながら検討しています。令和4年4月の市民説明会后、1回目の市民意見募集を行い、本街区の基本的な活用あり方(案)を公表し、同年8月から9月にかけて2回目の市民意見募集を行った上で、本街区の基本的な活用のあり方を策定しました。

令和6年3月8日の国有財産関東地方審議会において、二段階一般競争入札に付して売却することが適当と認める旨の答申がなされ、現在、本街区の基本的な活用のあり方を実現するための開発条件を整理していますが、その際には、市民意見等も踏まえて、地権者である関東財務局と調整を進めていきます。

- 4) 洞峰公園の管理について、運営協議会を中心に、広く利用者や住民を交え、今後の望ましい在り方を検討する。

【回答:公園・施設課】

洞峰公園の管理については、多くの公園利用者や近隣住民の方々から御意見をいただくため、協議会の中に委員会と分科会を設置します。分科会では異なるテーマ毎に市民の皆様から様々な御意見をいただき、いただいた御意見を参考に、市民や学識経験者、関係行政機関で構成された委員会において、洞峰公園の管理の望ましい在り方について検討を行います。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

東海第二原発は当初2024年9月に安全対策工事が終了する予定であったが、防潮堤工事に不備が見つかり終了時期が2年3か月延長された。あくまでも再稼働を目指して準備中であることに変わりはない。しかし、施設は、営業運転から46年が経過し、老朽化や耐震性能の低さ、地盤の軟弱さ、事故や故障などのトラブル件数の多さなど数多くの問題があり、再稼働は不可能である。

福島第一原発事故を教訓とし、つくば市として、東海第二原発の再稼働を断念し、再生可能エネルギー活用へ政策転換するよう、国や県に要望する。

【回答:環境政策課】

再生可能エネルギーを中心としたまちづくりについては、原発の動向にかかわらず、ゼロカーボンシティ実現のために、気候市民会議提言を踏まえ、必要となる施策を市民とともに取り組んでいきます。

なお、原発に関する国・県への要望については、東海第二原子力発電所周辺6市村で構成する原子力所在地域首長懇談会の動向を注視し、検討していきます。

2. 「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」都市の実現に向けた取り組みを進める

1) 宣言を推進するために策定した「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の確実な実施と進捗の見える化を行う。

① 公共施設のゼロカーボン化に向けた再生可能エネルギー設備導入調査の結果を受け、導入可能な全施設に最大限の太陽光発電設備を設置する。

【回答:環境政策課】

高圧受電公共施設等104施設の太陽光発電導入調査結果を踏まえ、20年投資回収ベースでの最大規模になるよう経済的な試算をした上で、規模の大きい施設から順次、計画的に太陽光発電設備の設置を進めていきます。

②既存の公共施設は、全て省エネ診断を行い、必要な対策を行う。

【回答:環境政策課】

既存の公共施設については、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、設備の新設や更新時に、省エネ診断や省エネ・再エネ設備導入指針に沿って、整備していきます。

③公用車のEV化の確実な実行。

【回答:環境政策課】

市長公約事業のロードマップ2024-2028(公約番号96)のとおり、本庁舎の通常移動用途に係る全ての公用車(対象64台)は、2027年度までに電気自動車又はプラグインハイブリッド車への入替を確実に進めていきます。

2)「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進する取り組みを行う。

①「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」の市民への周知と、そのための具体的な提案を行う。

・家庭や地域の事業者へ省エネ対策、省エネ診断、再エネ対策情報を提供し啓発活動を行う。

【回答:環境政策課】

市民の行動変容につなげるため、エコドライブやグリーン購入、照明のLED化等について、市ホームページや広報つくば、つくスマなどのSNS、つくば環境スタイルサポーターズニュース等を通して情報提供を行い、啓発を行っています。

・国・県・市が取り組む補助制度を分かりやすく市民に知らせ、相談を受ける。

【回答:環境政策課】

補助制度を活用していただくため、市ホームページ、広報つくば、つくスマやSNS活用のほか、住宅メーカー等による情報発信等を通じて、市民に分かりやすく周知するだけでなく、個々の相談等に応じた適切な情報提供等を行います。脱炭素に取り組むことが地球にやさしく心豊かな暮らしにつながることを共有することで、市民の自発的な取組を促していきます。

・省エネ対策工事を地元事業者が行えるよう配慮する。

【回答:環境政策課】

公共施設の改修工事等を行う際には、大手企業に限らず、地元事業者も参入できるようにすることで、グリーンシフトを推進しつつ、経済循環やノウハウの蓄積等が可能となるよう配慮します。

- ②「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しの際、温室効果ガス削減の目標は、現在の2030年26%削減を50%削減とする計画を立てる。

【回答:環境政策課】

「つくば市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の総量削減目標については、令和6年10月の環境審議会において、次期計画の温室効果ガス排出削減目標設定の方針について審議し、国の目標値である46%へ先行して引き上げるとともに、さらに高みを目指すものとして設定しています。また、より高い目標値の具体的な数値設定については、令和7年度まで実施予定の改定作業の中で、実現可能性を考慮しながら、十分に議論、検討していきます。

- 3) 気候市民会議つくば2023のロードマップについて、各施策の温室効果ガス削減量とコスト(費用対効果)を示し、費用対効果の高い施策から優先順位を付けて実施する。

【回答:環境政策課】

気候市民会議から受けた74の提言については、全て重みある提言と捉えており、優先順位をつけることなく、昨年策定したロードマップに従い順次対応していきます。

なお、各提言に対応する施策については、効果の数値化やコスト算出が非常に難しい面があると認識しています。

3. ごみ減量に向けて

つくば市一般廃棄物処理基本計画R6年改訂版では、ここ数年の施策や課題については十分に検討されていると考えます。また、ごみ減量に向けても前回の基本計画の目標値を上回る計画で、これに向けて施策を着実に進めて頂きたい。

その中でも、下記の点については、特に取り組んでいただきたく、提案します。

1) 持続可能なごみ処理

- ①クリーンセンターやリサイクルセンターの適正な維持管理のため、計画を立てる。

【回答:環境衛生課】

現在、つくばサステナスクエアのごみ処理施設は長寿命化計画(2014年度~2029年度)をもとに維持管理を行っています。

今後は、2030年度からの計画を策定し、適正な維持管理に努めていきます。

- ②2023年に実施した最終処分方法検討支援業務委託では、最終処分のあり方について報告されている。この報告をもとに最終処分のあり方について検討する。

【回答:環境衛生課】

2023年度に実施した検討支援業務委託の結果報告書を参考資料としつつ、市内での最終処分場の整備を含めた焼却灰の処分方法の在り方について検討を進めます。

2) 分別の徹底・推進。

①2024年の燃やせるごみを対象とした組成分析調査では、事業系ごみで資源可能なもの、入れてはいけないものの混入率は約37%もある。そのうち、30.75%は資源可能な紙となっている。ごみ減量のため、分別徹底のための施策を積極的に取り組む。

特に、紙類等の資源化の促進について、事業所から排出される紙类等資源ごみの回収システムについて早急に取り組む。

【回答:環境衛生課】

大規模事業所においては、紙類の分別を行い独自のルートで資源化を行っているところが多いですが、小規模事業所は収集コスト等の理由から紙類の分別を行っていないことが推測されるため、事業所から排出されるごみの資源化促進の仕組みを検討していきます。

②市民がスーパーの店頭回収等に出した資源ごみの直接資源化量を把握し、ごみ減量化の取り組みの評価の数値に入れる。

【回答:環境衛生課】

スーパー等の店頭回収については、回収量を全店舗の合計で把握している場合や、そもそも把握していないなど、つくば市内の店頭回収量を把握することが困難なため、つくば市のごみ減量化への影響や、施策の評価に店頭回収量を使用することが難しい現状です。

また、店頭回収量が把握できた場合でも、市内のスーパー等の利用者はつくば市民だけでなく市外者も含まれることから、正確な数値の把握は難しいと考えています。しかしながら、参考値として、市民の分別動向を補完するための指標にはなりますので、スーパー等に協力を依頼し、可能な限り数値の把握に努めていきます。

3) バイオマス資源の利活用

ゼロカーボンシティ宣言をしたつくば市としてもバイオマス資源(生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈り芝など)を焼却するのではなく、資源としての再利用、リサイクルを検討する。

①木くず類(剪定枝や板など)の分別回収を具体的に検討する。

焼却灰が発生するので、バイオマス燃料以外の方法を検討する。

②生ごみを燃やさない政策を検討する。

【回答:環境衛生課】

現在焼却しているごみの中で、資源化できるもの(生ごみ、剪定枝、落ち葉、刈り草、刈り芝、紙類など)については、今年度見直し作業中のつくば市一般廃棄物処理基本計画においても重点施策に位置付け、できる限り資源化するよう引き続き検討していきます。

- ③生ごみの自家処理(ダンボールコンポストなど)の推進・講習会の開催とアンケートの実施。ダンボールコンポスト無償配布も4年を経過し、今後は、ダンボールコンポスト配布者をモニターと位置付け、報告の提出、一部有料化も検討する。アンケート結果をもとに次の施策を考える。ダンボールコンポスト相談窓口の設置、堆肥の組成成分の調査、市の花壇やグリーンカーテンの花壇、洞峰公園への堆肥利用なども検討する。

【回答:環境衛生課】

令和6年度においては、段ボールコンポスト無料配布時に市民団体の協力により、使用方法等の講習の場を設けました。また、配布対象者へアンケートを実施しており、集計後ホームページへ掲載予定です。今後、段ボールコンポストの利活用については、アンケート結果や減量効果等を考慮しながら、より効果的な方法を検討するとともに、生ごみの自家処理を推進していくため、段ボールコンポストの無料配布だけでなく、生ごみ処理容器等補助金交付事業を周知、推進していきます。

- ④ダンボールコンポストの効果をもっとアピールする。生ごみを減らすことでのCO2削減効果、堆肥ができること、ごみ袋が軽くなりごみ出しが楽になり、回数もへる、ことなど。

【回答:環境衛生課】

段ボールコンポストの効果については、市ホームページや区会回覧、つくスマ等により周知しています。今後も利用促進のため周知していきます。

4) 小型家電回収の品目見直しと回収場所

現在、つくば市では小型家電のうち10品目を回収しているが、回収品目数や回収場所を増やす。

【回答:環境衛生課】

小型家電については、現在12品目の回収を行っています。今後も小型家電の回収促進に向け、費用対効果等を考慮しながら、品目数や回収場所の拡大等に努めます。

5. 有害化学物質の削減について

- 1) 香害、化学物質過敏症の啓発チラシは小中学校、公立幼稚園、公立保育所では毎年全学年に配布する。1年生だけへの配布では、周知が徹底されにくいので、毎年配布する。民間幼稚園や保育園、こども園等についても、毎年掲示用のチラシを配布する。その他、公共施設でのチラシ配布やポスター掲示を拡充する。

【回答:健康増進課・幼児保育課・健康教育課】

柔軟剤等による健康被害で苦しんでいる方を守るために、香りで苦しむ方への理解と、人が集まる場所での香りについて配慮を行うことが重要だと考えています。現在、市ホームページや市役所、地域交流センターなどの公共施設へのポスター掲示、SNSやつくスマを活用しての周知を行っているほか、市内の保育施設利用者及び新1年生の保護者に、チラシを配布し、啓発を行っています。今後、新1年生以外の保護者に対しても、つくば市教育委員会ホームページのWebチラシに掲載することで広く周知していく予定です。今後も、一人でも多くの方に理解していただけるよう啓発活動を実施していきます。

- 2) 市で啓発のための学習会を開催する。

【回答:健康増進課】

学習会の開催については、興味関心のある方に参加が限られてしまう傾向があることから、一人でも多くの方に理解していただくためには、市ホームページや、SNS等を活用した周知が有効と考えています。今後も掲載内容や方法について、より多くの方に周知できるよう検討していきます。

安全・安心な食

1. 農業政策の充実

- 1) 化学農薬や化学肥料の低減、CO2ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備等の交付金申請について、就農者へ周知するとともに、事務的手続サービスの充実をはかる。

【回答:農業政策課】

化学農薬や化学肥料の低減や、環境負荷低減につながる各事業の交付金事業については、就農者に適宜周知を行い、国・県と連携しながら進めていきます。

2) 有機農業の推進について

- ①学校給食等の有機農産物利用にとどまらず、有機農業推進の視点で話し合いの場を設け、生産から消費まで一貫した取り組みや、農業者だけでなく事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する体制づくりを進める。
- ②有機農業への転換推進のため、国へ増額要求をするとともに、自治体での補填を検討する。
- ③生産、流通、消費の各分野における有機農業推進の連携を構築し、オーガニックビレッジ宣言を行う。

【回答：農業政策課】

有機農業については、安定した収量や品質を確保するための技術が確立されていながらも難易度が高いために営農者に浸透しておらず、また、気象等の影響を強く受けることや、消費者が割高の有機野菜を避ける傾向にあることなどが、営農者が有機栽培を始めるにあたっての障壁となっています。

そのため、現在策定中の「第3次つくば市農業基本計画」をもとに、農業者の有機(特別栽培等)農業への参入を促進するため、有機JAS認証の取得や土壌診断、生産拡大に必要な資材機材等の購入、栽培技術等の向上を図る研修会への参加等の支援を行っていきます。また、有機(特別栽培等)農業に対する消費者意識の醸成も必要となりますので、農業者と消費者の交流機会を創出するなどの取組を進めていきます。

なお、オーガニックビレッジ宣言については、本年度、近隣のかすみがうら市と石岡市が宣言を行いましたので、先行事例の調査研究を進めていきます。

- 3) 大規模ソーラーシェアリングについては、ガイドラインに留まらず、悪質なソーラーシェアリングを抑制するためにも、条例化する。

【回答：農業行政課】

ソーラーシェアリングについては、適切な営農がなされることを目的に、令和6年度から許可基準等が法令化されるとともに、その実施に係る具体的な考え方や取扱い等が定められた国のガイドラインが併せて策定されました。これに伴い、平成30年3月に制定したつくば市ソーラーシェアリングガイドラインについても内容等の見直しを図り、国のガイドラインを補足する形で、令和6年12月13日付けて改正をしました。

大規模ソーラーシェアリングに関しては、改正したつくば市ソーラーシェアリングガイドラインの中で、許可申請前に農業委員会側と十分な協議を必要とすることとしましたが、不適切な事例等が発生しないよう許可申請等の厳正化に向け、法令の改正を国に要望していきます。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

1) 移動支援について

つくタクは公共交通という位置付けではあるが、利用者の9割が高齢者・障害者である事実に鑑み、料金値上げには慎重を期するべきである。値上げは令和7年度に予定されている新システムの導入結果が出るまで、少なくとも1年遅らせるのが妥当と考える。

【回答:総合交通政策課】

つくタクの値上げについては、根拠となる令和5年度の市民アンケートの設問に疑義があることなどから、予定していた令和7年4月での改定は見送ることとしました。令和7年度に市民アンケートに加え、つくタク利用者アンケートを実施した上で、AIオンデマンドシステムの導入効果も踏まえながら引き続き検討していきます。

2) 地域づくりの核となる人々が互いに面識を得ること、情報を共有することは地域づくりに欠かせない。また、地域ごとに事情は様々なので、地域づくりの一環として、交流センターごとに『地域福祉推進委員会(仮称)』を設けることを提案する。高齢者だけでなく、子ども、障害者、生活困窮者等すべての地域住民のニーズを対象とする。委員は例えば、交流センター長、社協、包括支援センター、民生委員・児童委員、小・中学校教員、自治会、子供会、老人会、地域の活動団体等。

【回答:地域包括支援課・地域支援課】

現在、互助を基本とした地域の支え合いの仕組みづくりを推進することを目的に「生活支援体制整備事業」に取り組んでいます。生活支援体制整備事業では、民生委員・児童委員、自治会、地域活動実践者など、地域の様々な方が参加して地域の課題の把握やその解決方法を協議するとともに、地域の中での取組を共有しあう「地域支えあい会議」を、各日常生活圏域において住民主体で行っています。また、地域支えあい会議以外でも、事業から様々な住民主体の取組が生まれています。今後については、より多様な主体に参加いただけるよう、幅広い参加者への呼びかけや開催場所の検討等を進めていきます。

3) 地域づくり・地域の担い手づくりのため、地域支援課・市民協働課・地域包括支援課が連携して、交流センター講座を企画する。

【回答:地域支援課・市民協働課・地域包括支援課】

地域の担い手づくりについては、地域社会のリーダーである区長を対象に「地区リーダー勉強会」を毎年実施してきました。令和4年度からは、動画配信形式に変更し、対象を区会会員に広げて、地域の担い手づくりを進めています。また、「生活支援体制整備事業」の

推進役である「生活支援コーディネーター」を各圏域に配置し、住民の皆様への伴走的支援を行い、地域住民主体の支えあい活動の創出支援などに取り組んでいます。

地域づくり・地域の担い手づくりの講座を平成26年度から令和5年度までの間、地域支援課にて実施してきましたが、年々参加者が減少しています。今後は、交流センターの講座形式だけではなく、開催方法や対象者を検討しながら地域の担い手づくりを進めていきます。

2. 障害児・障害者福祉

1) 医療的ケアが必要な人のショートステイ事業への支援

長年要望してきた医療的ケア児のショートステイ事業が、つくば市在住の保護者らによって隣の牛久市内で開始された。この事業はつくば市民を含め多くの在宅障害児家庭の暮らしを支える役割を担っており、本来ならば公が実施すべきところだが実現に至らず、当事者家族有志で一般社団法人を立ち上げて施設を建設、事業が開始された。医療的ケア児が在宅で生活している家庭にとって、ショートステイのニーズは非常に多く、現在施設の拡大が検討されている。つくば市民を含めた当事者ニーズに応え、持続的な事業運営となるよう、関係機関と連携して、社会福祉法人化の後押しなど、必要な支援をつくば市として行っていただきたい。

【回答:障害福祉課】

つくば市に相談等がある場合には、関係機関と連携し、必要な相談・援助を行います。

2) 障害者日常生活用具支給事業の拡大について

「つくば市日常生活用具給付事業実施要綱」を定期的に見直し、加除する。とりわけ情報支援機器についてはいまだにFAXになっているが、先進自治体ではiPad等汎用性のある機器が補助対象になっている。

【回答:障害福祉課】

つくば市日常生活用具給付事業実施要綱については、要望等があった際に調査等を行い、必要に応じて見直しを行っています。

なお、厚生労働省告示で定める日常生活用具の要件に該当しない用具の例として、パソコン、タブレット、電池が挙げられており、それらは日常生活用具として支給できない状況です。

3) 児童発達支援センターの設置について

児童発達支援センターの計画・設計にあたり、療育部門に土曜通所を設定する。

【回答:障害福祉課】

令和9年度に開設予定で整備を進めている児童発達支援センターでは、現在、土曜日の通所については検討していませんが、児童が適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携しながら引き続き支援内容等について検討を進めていきます。

4) 障害者就労支援

福祉の店「融点」の運営について。障害者の社会参加の場として持続可能な場になるように、事業者側のニーズを聞き取り、つくば市も積極的に運営に参加することを提案する。

【回答:障害者地域支援室】

「融点」が障害者の社会参加における持続可能な場になるよう、福祉の店を運営する会や市内障害者施設等の意見を聞きながら、運営をサポートしていきます。

5) 災害時の避難行動要支援者、要配慮者への配慮

まず、障害種別の当事者避難訓練を実施する。その後どこに困難があるかを検証し、避難計画に落とし込む。

【回答:社会福祉課】

障害種別等の当事者避難訓練については、関係機関と連携するとともに、他自治体等の事例等を調査し、研究していきます。

6) 情報コミュニケーション条例の制定に向けて

多様な対象者が自分ごとになるように意見募集(パブリックコメント含む)の方法を工夫し、周知に努める。

【回答:障害者地域支援室】

つくば市パブリックコメント手続に関する要綱に基づき、意見募集の情報を発信するとともに、市ホームページ掲載時のテキスト版追加や、情報が届きにくい障害者にも意見募集があることが届くよう、障害福祉サービス事業者や障害者団体等を通じて周知するなど、周知方法を工夫していきます。

7) 訪問介護・看護時の車両駐車の問題

訪問診療等(訪問看護、訪問介護)は「訪問診療等の許可申請制度」があり、車両ごとに申請すれば許可証が出るが、このことが事業所にも認知されていない。受給者と近隣住民のトラブルを避ける意味でも事業所に確実に申請することをつくば市として促す。

【回答:障害福祉課・高齢福祉課】

市内の事業者に関連通知等を通じ、引き続き周知を図っていきます。

8) 放課後等デイサービス等と日中一時預かりサービスの併用方法について

他サービスと日中一時預かりサービス等の生活支援サービス事業を並行して受給する場合、近隣の自治体に比べ、時間算定の方法がつくば市は厳しいとの指摘がある。つくば市障害者日中一時預かりサービス助成金支給要綱(備考)では「1回の障害者日中一時預かりサービスの利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。と定義されているのに対し、例えば土浦市地域生活支援事業に関する基準要項別表第2では、利用時間に関して

利用時間が60分を超えない場合は60分として算定し、60分を超えて利用する場合は60分ごとに所要経費を加算する。この場合において、60分を超えて利用する場合であって、60分未満の端数があるときは、40分以上の利用をもって60分として算定する。」

と設定されている。このような利用者の負担を実質的な利用時間に即した計算方法を採用することを提案する。

【回答:障害福祉課】

日中一時預かりサービスについては、より実際の支援時間に即した利用料金となるよう、検討を進めていきます。

9) 賃貸住宅を改修、建築する際にバリアフリーを取り入れた場合の補助金制度を創設する。

【回答:住宅政策課・障害福祉課・障害者地域支援室】

現在、賃貸住宅に住んでいる重度の障害者が居室内の移動を容易にするために、大家の許可を得て住宅改修をする場合には、費用の一部を助成しています。また、不特定多数の障害者を含む市民の利用を見込む中小規模の民間事業者に対して、コミュニケーションツール等の作成や、購入費用、手すりやスロープなどの改修工事費用の補助を行っています。

国土交通省が実施している事業で、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯等)に対し、安全かつ良質な住まいを保証する社会的制度として住宅セーフティネット制度があり、住宅確保要配慮者「専用の住宅」として登録している賃貸住宅では、バリアフリー改修等の工事費用の一部を助成する事業があります。市でも、住宅セーフティネット制度における事業として、住宅部局と福祉部局、居住支援法人や賃貸住宅管理業者の連携により組織する居住支援協議会の設立を検討していきながら、あわせてつくば市の住宅確保要配慮者の特性や課題、他の助成事業等を整理し、独自の補助金制度の創設についても調査研究していきます。

こどもがすこやかに育つ環境づくり

1. こどもの自由な遊び、時間を取り戻す取り組みを進める

1) 放課後の子どもの居場所の拡充

- ①保護者の就労要件を必要としない放課後の居場所を特に小学生年齢の児童に保証する。現在の児童館(一般利用)、放課後交流ひろば、放課後子供教室に加え、次年度からアフタースクールモデル事業も始まるが、つくば市全体としてどのようなコンセプトでどうしていくのか、そのためにこの数年でどういう段階を経ていくのかのビジョンとロードマップを明確にし、市民に示す。

【回答:こども育成課】

放課後の子どもの居場所に関する事業については、現在実施している事業や令和7年度から始まるアフタースクール事業の検証を行い、市全体での放課後事業の在り方を検討します。

- ②学校施設を利用する事業プランでは秀峰筑波の交流ひろばをモデルとし、利用料金を無料とすることを検討する。

【回答:こども育成課】

学校施設を活用して実施するアフタースクール事業などについては、実施方法や利用料等を含め、内容の検討をしていきます。

2. 不登校支援対策のさらなる充実

不登校児童生徒数を見るとつくば市ではR5年度末で若干減少しており、つくば市の各種取り組みの効果が出ているのではないかと期待するところである。民間団体「不登校・多様な学びネットワーク茨城」主催のイベントでは多数の参加が見られ、市外保護者の関心も高いことが伺えた。

- 1) 保護者同士が情報共有できる場づくりを市が率先して行う。

【回答:学び推進課】

保護者同士が情報共有できる場づくりについては、他自治体の事例なども含め、今後研究していきます。

- 2) 現在行われている事業者・利用者補助事業の継続を求める。

【回答:学び推進課】

令和7年度も事業を継続する予定です。今後も様々な御意見を聞きながら、よりよい制度となるよう研究していきます。

3.外国につながる児童生徒への支援

- 1) 外国につながる児童生徒の転入時に、確実に学校につなげる、また相談先を伝える。すべての外国につながる児童生徒が通るのがつくば市への転入手続きである。その際、学齢期であれば確実に学務課に繋ぎ、それ以下の年齢であれば幼児保育課に繋ぐ。また、困った時の相談先として国際都市推進課の相談窓口、相談の手段を丁寧に伝える。以上のことを市民窓口課の職務分掌に追加する。

【回答:市民窓口課・学務課・幼児保育課・国際都市推進課】

市民窓口課等において転入の手続きを行った際は、住民記録台帳の作成事務の一環として、学齢期の子どもについては学務課への案内、外国につながる方々については、相談窓口のパンフレットを配布しています。また、その他の子ども・子育て関連手続きの案内についても、転入者のニーズや家族構成を丁寧に確認し、過不足のない案内を心がけています。更なる窓口サービス向上のため、市民窓口課と関係各課において密に連携していきます。

- 2) 日本の学校文化、基本的な日本語を学習できるプレスクール(転入時点で小中学生年齢の子どもが対象)を実施する。

【回答:国際都市推進課・学び推進課】

外国につながる児童生徒への学校生活での支援については、学校や児童生徒からのニーズに応じて日本語学習支援員や日本語学習支援ボランティアを配置し、日本語学習をより効果的に支援できるよう努めています。

市長公約事業のロードマップにもあるとおり、外国人の子どもが日本での生活に馴染めるよう、一定の日本語力や生活習慣、文化について学べる場を設置したいと考えており、場所や人材の確保、プログラムの作成等を進めていきます。

- 3) 現在国際交流センターで実施しているこども日本語クラスの拡充。現在日本語支援が必要な子どものうち、同クラスに通えている子どもは1/10。同クラスは単に日本語を教えるだけでなく、子どもたちの貴重な居場所になっている。支援員の待遇改善、事業拡大を市として実施していく。

【回答:国際都市推進課】

国際交流協会で開催している小・中・高校生を対象とした「こども日本語勉強会」は、現在定員を超える子どもたちが参加している状況であり、事業を拡大するために定員の拡大方法や、指導者の待遇改善も含めた人員の確保、場所(スペース)の課題について検討していきます。

- 4) 教員が「学習日本語」の習得の困難さを研修等で認識するとともに、「やさしい日本語」で学習言語の支援を行う支援員を養成、募集する。

【回答:学び推進課】

日本語指導加配教員や日本語学習支援員を対象に、日本語学習支援が必要な児童生徒を支援する際の課題や効果的な指導方法を共有する研修を行い、より多くの教職員が日本語学習支援について理解を深めることができるよう努めます。

4. 保育・幼児教育環境の充実

公立幼稚園での3年保育の拡充、保育時間の延長を実施する。

実際に3年保育が園児増加をもたらし、保護者からの評判もよく、要望も以前からあることは一般質問等でも指摘しているとおりである。

こども部と教育局が連携し、有識者(子ども子育て会議メンバー等)の意見も聞きながら、今後の公立幼稚園の在り方を早急に検討すべき。

【回答:学務課】

公立幼稚園の在り方については、来年度、有識者等から意見を聴取する懇談会等の開催を考えており、その中で3年保育の拡充や保育時間の延長についても検討していきたいと考えています。なお、公立幼稚園での平日の預かり保育については、令和7年9月から数園で試行的に実施していきます。

5. 教育大綱の周知と実践内容の周知

教育大綱の理念を実践に移すために、まず現場の教員同士の情報共有や事例検討など話し合う場が必要である。また、保護者や地域住民への周知や対話も必要であるので、そのような場を設定する。

【回答:総務課・教育総務課】

教育大綱は、市ホームページでの掲載や、市立学校の全保護者及び全教職員への冊子の配布を通じて周知しています。また、令和2年度から毎年度、教員と教育委員との懇談会を開催し、教育大綱についてテーマとして取り上げることで、現場教員の理解浸透を図っています。今後は、より多くの市民への周知を目指し、各窓口センターや地域交流センターなどの地域拠点での配布も検討します。

6. 小中学校の学校図書館の充実

学校司書の勤務として契約が年度末までになったことで離任式等への出席が可能になったことを評価するが、実際の勤務日数としてはまだまだ不足している。基本的に「子どものいる時間は司書がいて開館している」学校図書館を目指す。

1) 放課後の居場所としての学校図書館の活用。

司書が放課後までいるのが難しければ司書教諭が学校図書館でその時間は仕事する、などの工夫で子どもが放課後までいられるようにする。まずは中学校から始める。

【回答:学び推進課】

放課後の居場所としての学校図書館の使用については、施設の管理・運営方法や教員の勤務体制など多くの課題があり、現状では実施は難しいと考えています。学校図書館の役割を踏まえた有効な使用方法については、今後、研究していきます。

2) 学校司書が長期休み等に蔵書点検を行ったり、長期休みの前後に図書館の整理、新学期の準備、引き継ぎ等ができるような契約とする。

【回答:学び推進課】

令和6年度から、蔵書点検や引継ぎ、休業期間前後の整理等を長期休業期間中に行えるよう報酬等の予算を増額し、学校の実状に応じて運用しています。次年度も引き続きこの運用を行う予定です。

3) 周辺自治体で行なっている定期的な研修を業務時間内で実施できるような契約とし、実施する。実施にあたっては、現在は自主的に実施している司書会等との連携をしっかりと行い、市の事業として行う。

【回答:学び推進課】

学校司書の定期的な研修は、勤務時間内に実施しています。今後、学校司書の資質をさらに向上できる研修となるよう、内容や回数について検討していきます。研修の実施にあたっては、中央図書館職員をはじめ、学校図書館に関する有識者との連携・協力を密にし、様々な知見が効果的に得られるような研修を作っていきます。

7. よりよい学校給食をめざす

荃崎第二小での自校式給食と給食レストラン計画が作られた。つくば市としては初の取り組みで、学校給食における質の向上や食育が進み、子ども達が生き生きと育つだけでなく、地域活性化にも寄与することが期待される。

1) 自校式給食及び給食レストランを市内の各所へ展開するよう検討の開始

【回答:健康教育課】

(仮称)つくば市荃崎給食レストラン整備事業は、初めての取り組みであり、今後の展開については、施設稼働後の効果検証を十分に行った上で検討していきます。

2) 国内、県内でもようやくオーガニック給食への関心が高まって来ている。子どもだけでなく成人の身体への影響、健康維持、または環境を破壊しない農業をすすめていく上でオーガニック給食の役割は大きい。農業政策課が健康教育課と連携し、今後、5~10か年程度の有機米や有機農産物導入についての計画策定が必要。

【回答:農業政策課・健康教育課】

現在策定中である「第3次つくば市農業基本計画」において、有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の販路の一つとして、学校給食への使用機会を増やし、普及を推進していくこととしています。

また、今年度改訂した「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」では、今後5年間の有機米活用状況の目標値設定や、地場産の有機農産物を優先的に購入することなどを定めていることから、農業政策課と健康教育課とで連携し、給食への有機農産物導入を推進していきます。

3) 農産物の冷蔵・冷凍施設や、食材加工施設、炊飯施設を既存の給食センターにも設置し、学校給食での地産地消を推進する。

【回答:健康教育課】

既存の給食センターは、敷地に余裕がなく、加工や炊飯を想定していない設計のため、農産物の冷蔵・冷凍施設や、食材加工施設、炊飯施設を設置することは、動線の問題など多くの課題があり、難しいと考えています。

なお、(仮称)つくば市荃崎給食レストランの冷蔵・冷凍施設で保管する食材や、食材加工施設で加工した食材は、すべての給食センターで活用することを考えており、学校給食における地産地消を推進していきます。

人権を守るためのとりくみ

1. 人権を守ることにに関して、よりいっそうの取組みをすすめる

男女共同参画とともにLGBTQ・ダイバーシティに関しても取り組む担当課が新設されたことを評価する。

人権に係る課題解決は、依然、関係各課がそれぞれの取組みをすすめている状況であるが、人権を守ることに関するつくば市としての方針や計画を明確に持つ。

【回答:市民協働課】

人権課題には、男性と女性の間での不平等、DV、いじめ、虐待、不登校児童、高齢者や認知症、障害者、部落差別、外国人、感染症、犯罪被害者や受刑者とその家族、性的マイノリティ、ホームレスなど様々なものがあり、それぞれの課題ごとに相談できる窓口や体制を各部に整え、対応しています。

人権を守ることに関するつくば市としての方針や計画については、関係部署と連携しながら、引き続き検討していきます。

2. 「つくば市配偶者暴力相談支援センター」を設置する

「つくば市配偶者暴力相談支援センター」は、被害者証明が発行出来るなどDV被害へ素早い対応が出来るので、設置を進める。設置の際は、専門職である女性相談支援員を配置し、広く市民へ相談支援を行っていることを周知するためにも「つくば市配偶者暴力相談支援センター」の表記を市庁舎玄関に行う。

【回答:ダイバーシティ推進室】

配偶者暴力相談支援センターについては、令和7年度から女性相談支援員を配置して相談体制の充実を図るなど、設置に向けた準備を進めていきます。配偶者暴力相談支援センターの設置に関する情報は、広く市民に周知する必要があると認識していますが、所在地に関する情報は、被害者の安全確保の観点から配慮が必要であるため、表記のあり方については今後検討します。

3. 同性カップル、事実婚カップルの暮らしやすさを支援する

1) 「つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を新設する。

茨城県において同性パートナーシップ制度が実施されており、つくば市民も利用出来るが、同性カップルが家族として子育て、看病、介護等しながら暮らしていくうえで

の必要から、更に一步進んで、つくば市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を新設する。事実婚カップルも利用出来るようにする。

【回答:ダイバーシティ推進室】

性的少数者が暮らしやすい環境づくりに向けて、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に向けた検討を進めています。事実婚カップルの取扱いについては、制度導入における検討事項の一つであると認識していますので、今後、他自治体の事例等の調査・研究を進めます。

2)住民票表記において、同性カップルも事実婚カップルと同様な取り扱いが出来るようにする。

【回答:市民窓口課】

住民票の続柄記載につきましては、今後、同性カップルが事実婚と同様に各種社会保障制度の面で法律上の夫婦と同じ取扱いを受けられるよう変更された場合に、国の動向を注視しつつ、市として独自にどのようなことができるか検討していきます。

4. LGBTQを含め、積極的に人権を守る対応を全ての職員・教職員が行えるようにする

1)全ての職員・教職員がLGBTQ研修を受講できるよう、取り組みをすすめる。

【回答:人事課】

LGBTQへの理解を深める市職員への研修については、性的指向と性自認の多様性と社会的課題の把握、職員に求められる姿勢等を学ぶことを目的に令和4年度から実施しており、3年間で約1,200名が受講しました。研修は、全職員が受講できるよう計画的に進めており、次年度も約400人を対象に実施予定です。

また、教職員についても、令和5年度からLGBTQ研修を実施しており、令和7年度までの3年間で全ての教職員が受講できるよう取組を進めています。

2)「LGBTQに関する市職員ハンドブック」の作成にあたっては、学校での取り組みも含めて、部署横断的に取り組む。

【回答:ダイバーシティ推進室】

「LGBTQに関する市職員ハンドブック」は、特定の部署に限った内容を掲載するものではないことから、男女共同参画推進本部会議など、全庁的に意見を聴く場を活用して作成する予定です。現時点で職員ハンドブックに掲載する内容は決定していませんが、関連する部署間で協議をしながら進めます。

- 3)教職員については、研修とともに、今後は学校の授業の中で扱うことを視野に入れ、取り組みをすすめる。

【回答:学び推進課】

茨城県が作成した性的マイノリティへの理解促進に関する動画や指導等の手引きなどを活用して、各学校の実態に応じた性的マイノリティに関する授業を行っています。今後も、性的マイノリティを含めた人権教育に積極的に取り組んでいきます。

5. 子どもの権利について

「つくば市子どもの権利条例」制定に向けて、調査を進める。

【回答:こども未来センター】

令和5年4月に施行されたこども基本法第3条において、本法の基本理念が定められており、子どもの権利条約の4原則(「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」)の趣旨が盛り込まれています。

法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。引き続き、法に基づき子どもの状況に応じた施策を策定、実施し、子どもの権利を守るとともに、「子どもの権利条例」の制定については、先進自治体の情報収集を進めていきます。

6. 生活困窮者への支援

- 1)生活困窮相談に際し、緊急小口資金の運用は社会福祉協議会が行っているが、大穂庁舎以外では申請から最短でも1日かかる状況である。即日貸し付けの必要な場合があるため、<古河市緊急援護資金貸付事業>のように、市としての即日貸し付けの制度を検討する。

【回答:社会福祉課】

つくば市社会福祉協議会が独自事業として実施している「小口資金貸付事業」は、当面の生活困窮状況を解消し自立につなげることを目的に、30,000円を上限として少額貸付を行っているものです。相談の際は、困窮に至った要因や返済能力等を聴取し、迅速に審査・決定を行うとともに、緊急性の高い生活困窮者に対しては、食糧支援を行っています。即日貸付の要望については、つくば市社会福祉協議会に情報共有します。なお、市独自の緊急貸付事業については、現在のところ検討していません。

- 2)生活困窮者には軽度の知的・発達・精神障害の人たち(ボーダー層)も多く、支援が長期間にわたるケースも少なくない。家計支援や障害者就業・生活支援センターなど長期的な相談支援につながるよう取り組みを進める。

【回答:社会福祉課】

生活困窮者の有する課題は複雑多岐にわたる状況であり、支援を切れ目なく段階的・継続的に提供する必要があります。つくば市社会福祉協議会の「生活・自立サポートセンター」では、つくば市からの業務委託により、生活に困窮している方の家計改善や就労準備・促進の相談支援を行っています。今後は、「障害者就業・生活支援センター」とも連携し、長期的な支援につなげていきます。

- 3)公共施設利用によるみんなの食堂などの生活困窮者支援活動については、施設の優先利用を進める。みんなの食堂を実施する場合に、空家等を活用できる補助金等を設ける。

【回答:こども未来センター】

地域交流センターの利用については、「市または教育委員会による行政活動」に限り優先予約を認められていますが、「みんなの食堂」事業はボランティア活動団体と同様に利用団体による通常予約とされています。ただし、使用料については、つくば市地域交流センター条例に定める、公益に資すると認められる事業であることから、免除されます。

地域団体等が空家等を改修してみんなの食堂とする場合、住宅政策課において、その改修費の一部に対し補助金を交付しています。

7. 庁内における非正規雇用の見直し及び処遇改善を進める

恒常的また専門的な職務が必要な部署(保健師、ソーシャルワーカー、保育士、図書館司書、学校司書、スクールソーシャルワーカーなど)については、正規雇用への転換を順次進める。

【回答:人事課】

正規の専門職の採用に当たっては、業務の内容や責任の程度などを踏まえた業務の性質により「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」かどうかを判断するとともに、単純な退職者補充にとどまらず、各部署の要望を踏まえ、人口増加により生じる業務量や多様化する市民ニーズへの対応等を十分に考慮し採用職種を決定しています。

今後も専門職を必要とする部署と協議し、積極的な職員採用に努めていきます。